

「長野市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」の概要

長野市は、市内への太陽光発電施設（土地に架台等で自立設置するもの）の設置を円滑に進めるため、「長野市太陽光発電施設設置のガイドライン」により、設置者の方に守っていただきたいことなどを定めています。

1 法令の遵守

設置場所や、規模、設置の方法によっては、法律や条例により設置できない、又は許可申請・届出が必要になる場合があります。必ず、該当する法令等の確認をお願いします。

2 設置が適当でないエリア

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や周辺に甚大な影響が想定される区域です。設置場所の変更を検討してください。

各エリアについての詳細は裏面をご覧ください

3 設置に慎重な検討が必要なエリア

法令上の手続きが不要な場合もありますが、周辺への影響が懸念される区域です。設置場所の変更も含め慎重な検討が必要です。

4 市への届出が必要となる場合があります

次の①・②に該当する場合、着工の30日前までに市へ届出が必要です。

また、届出に当たって、事前に隣接住民・区長等に対する説明会を行ってください。

① 出力50kW以上（※1）の場合

※1 複数の50kW未満の太陽光発電施設を隣接して設置する場合で、設置者や土地所有者、施業者などが実質的に同一の場合は、1つの発電所とみなし、ガイドラインを適用します。

② 「災害防止・森林機能保全」に係る区域の場合、出力20kW以上（詳しくは裏面をご覧ください。）

この場合、説明会の対象者が拡大されます。事前に市へご相談ください。

5 設置に当たって守っていただきたいこと

- ・20kW以上の場合、改正FIT法（H29.4.1施行）に基づき、設置者の名称、連絡先等を記載した看板を設置
- ・国の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の遵守
- ・施設に関する苦情等に対する迅速・誠実な対応

市・国のガイドラインや関連法令の詳しい内容については、長野市のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ】

長野市環境部環境保全温暖化対策課
電話 026-224-7532

(別表1)

太陽光発電施設の設置が適当でないエリア等一覧

(1) 設置が適当でないエリア (レッドエリア)

法令上開発行為が厳しく制限されている区域や防災、景観、環境等の観点から、発電施設が設置されることにより、周辺に甚大な影響が想定される区域などを、本ガイドラインでは、「設置が適当でないエリア」(レッドエリア)とします。
 「設置が適当でないエリア」は、事業を継続する上で様々なリスクが生じる可能性があるため、これらのエリア内での設置は適当ではありません。
 本ガイドラインで規定する「設置が適当でないエリア」は、次のとおりです。

| 区分 | エリア(区域の名称等) | 根拠法令等 | エリアの確認方法 | ガイドラインの届出 | |
|----------------------------------|---|--|-------------------------------------|------------------|--------|
| | | | | 20kW以上 50kW未満 | 50kW以上 |
| 「設置が適当でないエリア」 森林機能保全・ 災害防止 | ① 砂防指定地 | 砂防法 | 長野県信州くらしのマップ 「防災」 | 必要 | 必要 |
| | ② 地すべり防止区域 | 地すべり等防止法 | | | |
| | ③ 急傾斜地崩壊危険区域 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 | | | |
| | ④ 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害防止法 | | | |
| | ⑤ 保安林 | 森林法 | | | |
| 「設置が適当でないエリア」 農地保全 | ⑥ (1)農用地区域内農地 (2)第1種農地 | 農業振興地域の整備に関する法律 農地法 | 農業政策課 長野市農業委員会事務局 | 必要 | 必要 |
| | 「設置が適当でないエリア」 文化景観・ 財保保全 | ⑦ 指定等文化財 (1)国指定等文化財 (2)県指定等文化財 (3)市指定等文化財 | 文化財保護法 長野県文化財保護条例 長野市文化財保護条例 | | |
| ⑧ 伝統的建造物群保存地区 | | 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例 (戸隠地区の一部) | 長野市ホームページ 「長野市戸隠伝統的建造物群保存地区について」 | | |
| 「設置が適当でないエリア」 自然環境保全 | ⑨ 国立公園・県立自然公園 (1)特別保護地区 (2)第1種特別地域 (3)第2種特別地域 (4)第3種特別地域 (5)普通地域 | 自然公園法 長野県立自然公園条例 (妙高戸隠連山国立公園・聖山高原県立公園) | 長野県ホームページ 「長野県自然公園の紹介」 | 必要 | 必要 |
| | ⑩ 鳥獣保護区の特別保護地区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 長野県ホームページ 「鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について」 | | |

(2) 設置に慎重な検討が必要なエリア (イエローエリア)

発電施設の規模等によっては、法令上の手続きが不要な場合もありますが、防災、景観、環境、地域等への影響が懸念される区域などを、本ガイドラインでは、「設置に慎重な検討が必要なエリア」(イエローエリア)とします。

「設置に慎重な検討が必要なエリア」は、事業を継続する上で様々なリスクが生じる可能性があるため、設置場所の変更も含め慎重な検討を必要とします。
 本ガイドラインで規定する「設置に慎重な検討が必要なエリア」は、次のとおりです。

| 区分 | エリア(区域の名称等) | 根拠法令等 | エリアの確認方法 | ガイドラインの届出 | |
|--------------------------------------|---|---|-----------------------------|------------------|--------|
| | | | | 20kW以上 50kW未満 | 50kW以上 |
| 「設置に慎重な検討が必要なエリア」 森林機能保全・ 災害防止 | ① 土砂災害警戒区域 | 土砂災害防止法 | 長野県信州くらしのマップ 「防災」 | 必要 | 必要 |
| | ② 土砂災害危険箇所等 (1)土石流危険渓流 (2)土石流危険区域 (3)急傾斜地崩壊危険箇所 (4)地すべり危険箇所 (5)地すべり危険地 | 土石流危険渓流及び土石流危険区域調査要領 急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領 地すべり危険箇所調査要領 | | | |
| | | ③ 地域森林計画の対象民有林 | | | |
| 「設置に慎重な検討が必要なエリア」 文化景観・ 財保保全 | ④ 景観計画推進地区 | 景観法 長野市景観条例 (善光寺周辺地区、松代地区) | 長野市行政地図情報 「景観計画地区区分図」 | 必要 | 必要 |
| | ⑤ 長野市伝統環境保存地区 | 長野市伝統環境保存条例 (松代地区の一部) | 長野市ホームページ 「文化財・伝統環境保存事業」 | | |
| 「設置に慎重な検討が必要なエリア」 自然環境保全 | ⑥ 埋蔵文化財包蔵地 | 文化財保護法 | 長野市行政地図情報 「遺跡地図(埋蔵文化財)」 | 必要 | 必要 |
| | ⑦ 長野県自然環境保全条例の指定区域 (1)特別地区、野生動植物保護地区 (2)普通地区 (3)郷土環境保全地域 | 長野県自然環境保全条例 (逆谷地湿原、旭山、川柳將軍塚) | 長野県ホームページ 「長野県自然公園の紹介」 | | |
| | ⑧ 長野市自然環境保全地域 | 長野市自然環境保全条例 (飯綱高原自然環境保全地域、戸隠地区、大岡地区) | 長野市ホームページ 「長野市自然環境保全条例」 | | |
| | ⑨ 長野市風致地区 | 長野市風致地区内における建築等の規制に関する条例 (善光寺城山風致地区、裾花風致地区、大峯山風致地区) | 長野市行政地図情報 「都市計画図」 | | |
| ⑩ 鳥獣保護区 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 長野県ホームページ 「鳥獣保護区等位置図及び区域説明書について」 | | | |

(3) その他のエリア

上記のレッドエリア及びイエローエリアのいずれにも属さないエリアについては、法令上の手続きが不要な場合もありますが、地域住民の理解を得た上で事業を行うことが重要であることから、大規模発電施設を設置する場合、隣接住民等に対する説明会を実施し届出を提出してください。

| その他の エリア | 区分 | エリア(区域の名称等) | 根拠法令等 | エリアの確認方法 | ガイドラインの届出 | |
|-------------|----|------------------------------|-------|----------|------------------|--------|
| | | | | | 20kW以上 50kW未満 | 50kW以上 |
| | | レッドエリア及びイエローエリアのいずれにも属さないエリア | | | 必要 | |